

- 「あらゆる分野における女性の活躍」を、計画全体にわたる視点として冒頭に位置づけ
- OSAKA女性活躍推進会議等と連携し、男性中心型の働き方の見直しやワーク・ライフ・バランスの推進などに取り組むことを明確化
- 基本方針ごとに具体的な数値目標を設け、府民にわかりやすいプランをめざす

1 基本理念

「大阪府男女共同参画推進条例」の5つの基本理念に基づき、男女共同参画を推進

- (1) 男女の人権の尊重
- (2) 固定的な性別役割分担等を反映した制度・慣行が男女共同参画への影響を及ぼさないよう配慮
- (3) 政策・方針の立案・決定への男女の共同参画
- (4) 家庭の重要性を認識した上での家庭生活と他の活動の両立
- (5) 国際社会における取組みへの考慮

2 計画期間

平成28(2016)年度から平成32(2020)年度までの5年間

3 数値目標

基本方針ごとに具体的な数値目標を設定

<参考>女性活躍推進法の「都道府県推進計画」

根拠: 女性活躍推進法第6条
趣旨: 都道府県区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画
備考: 審議会答申を踏まえ、本プランと一体のものとして、「基本方針」(9/25 閣議決定)に沿って策定

<参考>これまでの検討状況

平成26年1月～第30回審議会(検討開始)
この間、審議会2回、部会5回開催
平成27年8月 第33回審議会(答申)
平成28年1月 パブリックコメント実施(12/28～1/26)
平成28年2月 パブリックコメント結果公表
平成28年3月 プラン策定

4 基本方針と具体的取組

基本方針		具体的取組
I あらゆる分野における女性の活躍	(1) 男性中心型の働き方の見直しとワーク・ライフ・バランスの推進	① 働き方の見直しと働き続けやすい職場環境の整備(経営者等の意識啓発、仕事と生活の調和、多様な働き方への支援等) ② 仕事と子育てとの両立(保育所等の整備促進、地域における子育て支援) ③ 退職後の再就職・起業等の支援 ④ 働く男女の健康管理対策の推進(メンタルヘルス対策の推進、相談体制の整備)
	(2) 政策・方針決定過程への女性の参画促進	① 政策・方針決定過程への女性の参画促進(審議会委員・府職員・企業・医療分野・地域等における女性の参画促進) ② 理工系分野等の女性人材の育成
	(3) 女性の活躍推進	① 女性活躍推進法に基づく取組の実施(推進計画、事業主行動計画の策定・推進等) ② 男女雇用機会均等の更なる推進(普及啓発等)
II 健やかに安心して暮らせる社会づくり	(1) 生涯を通じた男女の健康支援	① 女性の健康対策の推進(妊娠・出産等に対する健康支援) ② 思春期における性に関する適切な情報の提供と保健対策の推進 ③ 子どもの保健・医療の推進 ④ 成人期・高齢期における健康づくりの推進 ⑤ 喫煙・飲酒・薬物などによる健康被害の防止
	(2) 女性に対するあらゆる暴力の根絶	① 女性に対する暴力を許さない社会の形成に向けた啓発等の推進 ② 女性に対する暴力を許さない社会の形成に向けた取組の推進(DV、性犯罪、買売春・人身取引、ストーカー行為、セクハラ・マタハラ、児童虐待等への対応)
	(3) 様々な困難を抱える人々への支援	① 困難な状況を抱える人々の課題解決のための支援の強化 ② ひとり親家庭や障がい児への支援 ③ 子育て世帯への支援(子育て費用の負担軽減、女性や子育て世帯等にやさしいまちづくり) ④ 高齢者・障がい者福祉の充実及び就業促進 ⑤ 高齢者・障がい者が暮らしやすいまちづくり(バリアフリー化の推進等) ⑥ 複合的に困難な状況に置かれている人々への対応・支援
III 全ての世代における男女共同参画意識の醸成	(1) 子どもの頃からの男女共同参画意識の啓発	① 子どもの頃からの男女共同参画意識の理解の促進(学校、家庭、地域等における男女平等に関する教育・学習)
	(2) 男女共同参画意識の醸成	① 身近な問題として、理解と共感を広げる取組の推進(男女共同参画週間等における啓発活動の実施等) ② オピニオンリーダー層への意識啓発 ③ 多様な選択を可能とする教育・学習機会の確保(エンパワーメントとチャレンジのための能力開発等) ④ 男性に対する男女共同参画意識の醸成(働き方の見直し、男性の家事・育児・介護等への参画) ⑤ 女性の人権を尊重した表現の推進 ⑥ 男女共同参画に関わる調査・研究、情報の収集・提供
	(3) 地域活動への参画促進	① 地域における男女共同参画の促進(自治会等地域における男女共同参画の促進、女性の視点を取り入れた災害対策等の推進)
	(4) 多文化共生の視点を踏まえた男女共同参画の推進	① 多文化共生の推進、外国人情報コーナーの設置等(男女平等に関する海外の情報提供、外国人への相談対応・情報提供等)

5 男女共同参画社会の形成に向けて(推進体制について)

○オール大阪での連携体制の一層の推進(産官学の連携を強化)、○行政の推進体制等の強化・充実(府民ニーズのより一層の把握)、○計画の進行管理及び検証・改善